

# バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針 バーチャルオンライン型総会が選択可能になりました。

新型コロナウイルスの感染リスクを低減させるため、中小企業組合等の運営においてバーチャル出席による総会の開催ニーズが高まり、関係省令の改正が行われました。

この改正により、中小企業組合等は、いわゆるバーチャルオンライン型総会の開催が可能となりましたが、そのためには定款の変更申請・認可が必要となります。

なお、今般の制度改正は、従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしも全ての組合が対応しなければならないものではありません。

本稿では、バーチャル総会の形態別の特徴を明示するとともに、経済産業省が公表している「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の概要を紹介します。

従来から総会の開催場所を設けたうえで、そこに存しない出席方法（ハイブリッド型）も可能とされていました。今回の制度改正で追加された総会運営方式は、「バーチャルオンライン型」と呼ばれます。各々の運営形態の特徴は次のとおりです。（組合総会の開催形態別の比較）

|         | 概要  | 省令       | イメージ  |
|---------|---|----------|---|
| リアル型    | 物理的な「場所」において会議体としての総会を開催する形態                                | ○        | <br>リアル出席のみ            |
| ハイブリッド型 | 物理的な「場所」において会議体としての総会を開催しつつ、議場外から電子的なアクセスによる意思表示の表明を認める開催形態 | ○        | <br>リアル出席 +<br>バーチャル出席 |
| バーチャル型  | 物理的な「場所」を伴う会議体を設けることなく、電子的なアクセスでのみ意思表示の表明を行う開催形態            | 改正により実施可 | <br>バーチャル出席のみ          |

## バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針

本指針は、バーチャル組合総会・理事会の開催にあたり、法解釈や実務上の留意事項等を示しています。右のQRコードで詳細をご覧いただけます。

概要は次のとおりです。



指針PDF

### 1. 基本的な考え方

- ・情報伝達の「双方向性」と「即時性」の確保が求められます。
- ・バーチャルオンライン型組合総会においては、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員に対する配慮が必要です。

### 2. 法的・実務的論点整理

#### ①本人確認の方法

- ・組合員毎に個別ID・パスワード等を付与します。
- ・共有のID・パスワードを付与する場合は、目視等による本人確認を行います。

#### ②議決権の行使

バーチャルオンライン型組合総会においては、インターネット等による出席が困難な組合員に配慮し、定款に書面による議決権行使の規定が求められます。

#### ③質問・緊急議案

- ・質問に対する合理的な制限は許容されます。
- ・緊急議案の提案については、バーチャルオン

リー型組合総会においては、リアル出席組合員に限るなどの工夫が考えられます。

#### ④役員選挙

バーチャル組合総会においても役員選挙可能です。ただし、選挙人以外の第三者が投票内容を確認できないようにするなどの要件を満たす必要があります。

#### ⑤招集通知

招集通知に、ID・パスワード、議決権行使の方法、バーチャル出席組合員に対する合理的な制限内容等も記載しなければなりません。

#### ⑥通信障害

合理的な予防策を取り、通信障害のリスクを事前に告知することが重要です。また、通信障

害の有無を客観的に記録しておくために、バーチャル組合総会の様子を録音・録画するなどの工夫も必要です。

#### ⑦定款の変更

多くの組合は、定款に「場所」に関する規定を置いているため、バーチャルオンリー型組合総会を開催するには、下記のとおり定款変更が必要です。

なお、理事会開催についても、基本的な考え方は総会と同様です。バーチャルオンリー理事会を実施するには、定款において「場所」に関する規定が置かれている場合は、定款変更が必要です。

## 事業協同組合の定款変更例

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(総会招集の手続)</p> <p><b>第〇条</b> 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び<u>場所</u>（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> | <p>(総会招集の手続)</p> <p><b>第〇条</b> 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び<u>場所</u>を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> |
| <p>(総会の議事録)</p> <p><b>第〇条</b> 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開催日時及び<u>場所</u>（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）</p> <p>(3)～(11) (略)</p>  | <p>(総会の議事録)</p> <p><b>第〇条</b> 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開催日時及び<u>場所</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p>                 |